○住居手当に関する規則

昭和６３年３月１日

規則第５号

改正　平成17年3月30日　規則第9号

平成18年2月24日　規則第5号

平成19年3月30日　規則第11号

平成22年3月30日　規則第12号

平成29年3月31日　規則第11号

（総則）

第１条　一般職の職員の給与に関する条例（昭和４３年条例第１８号）第１０条（以下「住居手当の条項」という。）の規定による住居手当の支給については、職員の給与の支給に関する規則（昭和５１年規則第１１号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（適用除外職員）

第２条　住居手当の条項第１項第１号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（１）　国、他の地方公共団体又は組合の事務と密接な関連を有する事務を行う法人で組合長が定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員

（２）　組合の所有に係る宿舎に居住している職員

（３）　職員の扶養親族たる者（一般職の職員の給与に関する条例第７条第２項に規定する扶養親族で同条例第８条第１項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに組合長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

（届出）

第３条　新たに住居手当の条項第１項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別記第１号様式の住居届により、その住居の実情を速やかに組合長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても、同様とする。

２　前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもつて足りるものとする。

（確認及び決定）

第４条　組合長は、職員から前条第１項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が住居手当の条項第１項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

２　組合長は、前項の規定により住居手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を別記第２号様式の住居手当認定簿に記載するものとする。

（家賃の算定の基準）

第５条　第３条第１項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せて支払つている場合において、家賃の額が明確でないときの家賃の額に相当する額の算定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　居住に関する支払額に食費等が含まれている場合　その支払額の１００分の４０に相当する額

（２）　居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合　その支払額の１００分の９０に相当する額

（支給の始期及び終期）

第６条　住居手当の支給は、職員が新たに住居手当の条項第１項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第３条第１項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から１５日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

２　住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき、又は職員が住居手当の条項第１項第２号に規定する場合に係る住居手当を受けている場合において同号に規定する当該新築又は購入がなされた日から起算して５年を経過したときは、それぞれその事実の生じた日又は５年を経過した日の属する月の翌月（それらの日が月の初日であるときは、それらの日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（事後の確認）

第７条　組合長は、現に住居手当の支給を受けている職員が住居手当の条項第１項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

（雑則）

第８条　この規則の実施に関し必要な事項は、組合長が定める。

（平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間の読替え）

第９条　平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第２条第３号中「一般職の職員の給与に関する条例第７条第２項に規定する扶養親族で同条例第８条第１項」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例第７条第２項に規定する扶養親族で一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成２９年条例第３号）附則第２項の規定により読み替えられた一般職の職員の給与に関する条例第８条第１項」とする。

附　則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１７年３月３０日規則第９号）

この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年２月２４日規則第５号）

この規則は、平成１８年３月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日規則第１１号）

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年３月３０日規則第１２号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日規則第１１号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。

別記第1号様式（第３条関係）

住　　　　居　　　　届

（　　年　　月　　日提出）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 香南香美老人ホーム組合組合長様 | 事業所名 |  | 主な届出の理由□新　　規　　　　□支給要件の喪失□転　　居　　　　□契約関係の変更□家賃の額の改定　□その他（　　　　　　）届出の理由が生じた日　　　　　年　月　日 | 組合長印 |
| 職名 |  | 氏名 | 印 |  |
| 住居手当に関する規則第３条の規定に基づき、住居の実情を届け出ます。（契約書等証明書類　　　通添付） |
| 住居手当の条項第１項第１号 | 契約年月日 | 年　　　月　　　日 から | 住宅への入居日 | 年　　　月　　　日  |
| 住宅の所在地 |  |
| 住宅の所有者 | 続　柄(　　　) | 住　所 |  |
| 住宅の貸主 | 続　柄(　　　) | 住　所 |  |
| 住宅の借主 | □本人　　□扶養親族　　　共同名義人が□いない　　　氏名　　　　　　続柄（　　）（氏名　　　　　　）　　　　□いる　　　　　　　　　　　　　　（　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　） |
| 家賃等 | 月額　　　　　　円（　年　月　日から） | 左記家賃等には□電気、ｶﾞｽ又は水道の料金が含まれている。（光熱費込みの下宿代）□食費等が含まれている。（まかない付下宿代） |
| 住居手当の条項第１項第２号 | 契約年月日 | 年　　　月　　　日 から | 住宅への入居日 | 年　　　月　　　日  |
| 住宅の所在地 |  |
| 住宅の所有者 | 続　柄(　　　) | 住　所 |  |
| 住宅の貸主 | 続　柄(　　　) | 住　所 |  |
| 住宅の借主 | □本人　　□扶養親族　　　共同名義人が□いない　　　氏名　　　　　　続柄（　　）（氏名　　　　　　）　　　　□いる　　　　　　　　　　　　　　（　　）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　） |
| 家賃等 | 月額　　　　　　円（　年　月　日から） | 左記家賃等には□電気、ｶﾞｽ又は水道の料金が含まれている。（光熱費込みの下宿代）□食費等が含まれている。（まかない付下宿代） |
| 　□借家・借間（住居手当の条項第１項第１号）　□借家・借間（住居手当の条項第１項第１号）　　　　　　　　□確認する。　　　　　　　　□確認し、規則第4条に規定する家賃の額に相当する額は、　　　　　円であると算定する。上記のとおり　　　（住居手当の条項第1項第1号）　　　　　　　　□確認し、規則第5条に規定する家賃の額に相当する額は、　　　　　円であると算定する。 |
| 　　　　　　　　　（住居手当の条項第1項第2号）　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　職　名　　　　　氏　名　　　　　　　　　　㊞ | 取扱者認　印 | 施設長 | 係 |
|  |  |
| 備考　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

記入上の注意

１　｢主な届出の理由｣欄には、住居届の主な理由の一について印を付するものとする。

２　｢家賃等｣欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ｶﾞｽ代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まないものを記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ｶﾞｽ若しくは水道の料金が含まれている場合（例：光熱費込みの下宿代）又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合（例：まかない付下宿代）で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額（光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代）を記入してさしつかえない。なお、この場合には該当するものに印を付するものとする。

別記第２号様式（第４条関係）

住居手当認定簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所　属 |  | 異動後の所属 |  | 氏　名 |  |
| 届出の事由 | 提出年月日 | 受理年月日 | 該 当 条 文（決定家賃等） | 支給の始期等 | 住居手当の月額 | 住居手当の条項及び住居手当に関する規則に従い左記のとおり決定(改定)する。 | 備考 |
| 発生年月日（改定年月日） | 内容 |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| からまで年　月　日 |  | 年　月　日  | 年　月　日  | □住居手当の条項第1項第1号（　　　円）□住居手当の条項第1項第2号（　　　円） | からまで年　月　日 | 円 | 年　月　日　職　　　氏名　　　　　　　　㊞　 |  |
| 備考 |